

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、労働局長よりじん肺管理区分「管理3イ、PR2」の決定を受け、療養していたところ、平成○年○月○日、入院先のA病院において、直接死因「Ⅱ型呼吸不全憎悪」により死亡した。

被災者の長男である請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償一時金の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認めたとうえで、被災者には遺族補償年金を受けることができる遺族であるB（以下「利害関係者」という。）が存在するとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人が遺族補償一時金の受給資格を有しているか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、利害関係者と被災者の関係について、内縁関係ではなく、単なる同居人である旨主張しているので、以下検討する。

(2) 労災保険法によれば、遺族補償年金の受給権者については、労働者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）であって、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者とされており、遺族補償一時金の受給権者については、労働者の死亡当時、遺族補償年金を受けることができる遺族がいなくときには、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹が受給権を有する遺族とされている。したがって、利害関係者が事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認められる場合は、請求人は遺族補償一時金の受給権者には該当しないこととなる。

(3) 被災者と利害関係者の関係についてみると、各種の資料及び関係者の申述等を精査したところ、以下のとおりである。

ア 両者の同居期間についてみると、利害関係者は、被災者と同居するようになったのは平成〇、〇年ぐらいだったと思う旨述べ、利害関係者代理人は、13年くらい前に亡くなった実父の葬儀に利害関係者と被災者が出席しており、それより前から両者は同居していた旨述べ、近隣住民であるCは、被災者が利害関係者と同居していたのは10年以上前だと思う旨述べていることなどに鑑みると、被災者と利害関係者は、少なくとも被災者が死亡する時まで10年間以上同居生活を継続していたものと認められる。

イ 平成〇年〇月〇日に被災者が離婚した後は、両者とも法律上の配偶者はいなかったことが認められる。

ウ 利害関係者は、じん肺で労災認定を受けて入通院をしていた被災者を支え、

両者の収入によって生計を維持していたことが認められる。

エ 地域の活動にも両者が参加し、周囲の者が両者は事実上の婚姻関係にあると認識していたものと認められる。

オ 被災者は生前、籍こそ入っていないが夫婦のようなものだと思っていると述べている。

また、被災者は、平成〇年〇月〇日付けで自らの生命保険の死亡受取人を利害関係者に変更する手続を行っており、その変更理由として「内縁の妻に変更」と記載されていること、さらに、上記アのとおり利害関係者の実父の葬儀に利害関係者と共に出席していることなどを踏まえると、被災者自身が述べていたように、被災者は、入籍までには至らなかったものの、利害関係者と実質的な婚姻関係を継続していく意思があったものと推察される。

カ 以上のことを総合すると、当審査会としては、被災者と利害関係者の関係は請求人が主張するように単なる同居人の関係ではなく利害関係者は、被災者と事実上の婚姻関係（内縁関係）にあったものであり、被災者の死亡当時、被災者と生計維持関係にあったものと認めることが相当であると判断する。

(4) したがって、利害関係者は、被災者の死亡に伴う遺族補償年金の受給権者であると判断されることから、請求人は、遺族補償一時金の受給権を有する遺族と認めることはできない。

(5) なお、請求人の主張について改めて子細に検討したが、請求人は、単なる同居人であると主張する客観的な証拠は何ら提示しておらず、民生委員Dの証言等は調査不十分であると主張するのみであり、審査資料からも上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。